平成 20 年 3 月 21 日

関係各位

(社)電子情報技術産業協会
パーソナルコンピュータ事業委員会

パソコンに関する「ダビング１０」デジタル放送番組の録画・再生についての表記ガイドライン

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、パーソナルコンピュータ事業委員会では、消費者の誤認や混乱を未然に防止し、健全な普及促進に資するため、標記について下記の通り取り決めを行いましたので、貴社関係部署に周知徹底方よろしくお願い申し上げます。

敬具

（記）

１．主旨

日本のデジタル放送において、ダビング１０が運用されるにあたって、消費者の誤認や混乱を未然に防止することを目的とする。

２．表示内容

① ダビング１０の動作ができる場合は、その旨を「表示」すると共に「機能説明」を行うこと。

・「表示」例

ダビング10対応（本機はダビング10の動作が可能です。）

・「機能説明」例

本機のハードディスクに録画されたダビング10のデジタル放送番組は、CPRM 対応の DVD などへ9回のコピーと1回のムーブが可能です。ただし、ムーブした場合は、本機のハードディスクから当該番組は、自動的に消去されます。

② ダビング１０の動作ができない場合は、そのダビングに関して制限がある旨を表示すること。

・表示例

本機のハードディスクに録画されたダビング10のデジタル放送番組は、CPRM 対応の DVD などへ 1 回のムーブのみが可能です。ムーブ時には、本機のハードディスクから当該番組は自動的に消去されます。

③ ダビング１０の動作ができる場合には、デジタル放送の全ての番組がダビング１０で運用されているわけではない旨、記載すること。

・記載例

デジタル放送番組の全てがダビング10になるわけではありません。

④ 録画コンテンツの著作権に対する尊重を示す旨を表示すること。

・表示例

私的目的で録画したものでも、著作権者等に無断で、販売したりインターネットで公衆に送信すると著作権侵害になります。

３．ガイドラインの適応範囲

①適応機器

デジタルテレビ放送受信機能を搭載したパソコンを対象とする。ワンセグ受信機能搭載機については、状況により別途定めることとする。

②表示対象

各社のカタログ、ホームページ及び取扱説明書とする。

ただし、旧製品等の取り扱い説明書については各社裁量とする。

４．実施時期

各社対応可能な時期からとする。

以上